

## Orinasu Cloud（オリナス クラウド）約款

### 第1条（約款の適用）

本約款は、特定非営利活動法人かごしま保健医療福祉サービスを考える会（以下「当NPO」といいます。）が提供する看護・介護情報連携蓄積クラウドサービスである「Orinasu Cloud（オリナス クラウド）」を利用するにあたり、必要な条件を定めることを目的とします。

### 第2条（約款の変更）

1. 当NPOは当NPO所定の書式および方法により第4条の契約者に電子メール通知または当NPOのWebサイト（以下「Webサイト」といいます。）により告知することで、本約款および Orinasu Cloud（オリナス クラウド）サービス仕様書（以下「サービス仕様書」といいます。）を随時変更することができるものとします。この場合、第4条の本サービスの提供条件は、変更後の本約款およびサービス仕様書に依るものとします。
2. 本約款またはサービス仕様書を変更する場合、当NPOは、Webサイトに本約款またはサービス仕様書を変更する旨及び変更後の本約款またはサービス仕様書の内容並びにその効力発生時期を告知または契約者に電子メール通知するものとします。

### 第3条（協議）

本約款に記載のない事項で本サービスを提供する上で必要な事項がある場合には、別途契約者と当NPOとの協議によって決定することができるものとします。

### 第4条（用語の定義）

本約款において、次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、当NPOが「Orinasu Cloud（オリナス クラウド）」のサービスとして契約者に提供するクラウドサービスをいい、その詳細は「サービス仕様書」に定めるものとします。
- (2) 「本サービス用設備」とは、当NPOが、契約者を含む当NPOの顧客に本サービスを提供するために当NPOが準備したクラウド内に構築された環境、ネットワーク機器、本サービスのためのアプリケーション・プログラム、ソフトウェアおよび当該ソフトウェアを搭載したコンピュータ、その他本サービスを提供するために必要な諸設備をいいます。
- (3) 「契約者等の端末」とは、本サービスを通してコンテンツを配信、表示する契約者および利用者のPC等の端末およびこれらに搭載されるソフトウェア等をいいます。
- (4) 「設定登録」とは、契約者が本サービスを利用するために必要な施設情報、管理者情報等（以下、「施設情報等」といいます。）を、当NPOが初回設定することをいいます。
- (5) 「本サービス契約」とは、当NPOから本サービスの提供を受けるための、契約者と当NPOとの間の本約款に基づく契約をいいます。
- (6) 「契約者」とは、本約款に同意し、当NPOとの間で本サービスの利用に関する契約を締結した法人又は団体をいいます。
- (7) 「利用者」とは、契約者の役員または従業員のうち、契約者が本サービスを利用させる者をいいます。
- (8) 「サービス運営者」とは、株式会社かごしま医療ITセンターをいいます。

### 第5条（設定登録等）

1. 当NPOは、契約者が当NPOに提出する本サービスの利用申込書に基づいて、設定登録を行います。

- す。
2. 本サービス利用料金（以下、「サービス利用料」といいます。）の具体的な額は、サービス仕様書に定めるとおりとします。
  3. 契約者は、本サービスの提供を受けるに当たり、当NPO所定の方法にてサービス利用料を支払うものとします。ただし、2025年3月31日までは実証実験期間であるため、支払いは生じません。
  4. 当NPOは、既に支払われたサービス利用料については、当NPOに一方的な過失がない限り、いかなる場合であっても契約者に一切返還しないものとします。

## 第6条（本サービス）

1. 本サービスの構成、内容その他の事項は、サービス仕様書に定めるとおりとします。
2. 当NPOは、契約者が本約款に基づき前項の本サービスを当NPOに申し込み、当NPOがこれを承諾した場合に、本サービスを提供します。契約者は、本サービスの利用を希望し、本約款に同意したときは、当NPO所定のWebサイト上の申込フォーム（以下「本サービス利用申込書」）に必要な事項を記載し、申込をするものとします。
3. 本サービスには、次の各号に定める事項は含まれません。
  - (1) 契約者等の端末の調達、設定、接続テスト等に係る作業
  - (2) 契約者等の端末の運用、保守等に係る作業
  - (3) サービス仕様書に定めのないアプリケーション、ならびに当該アプリケーションの評価、導入、運用、保守等に係る一切の作業
  - (4) 本サービス用設備外のネットワークに係る一切の作業
  - (5) その他、サービス仕様書に明示的に記載のない一切の事項
4. 本サービス契約は、本条第2項に定める申込に対し、当NPOが承諾（かかる承諾は、「サービス設定完了通知書」を電子メールにより発信）したときに成立します。
5. 第31条第1項各号の一にでも該当する者は、本サービス契約をすることができません。
6. 当NPOは、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申込を承諾しないことがあります。また、当NPOは、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当NPO所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除できるものとします。
  - (1) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2) 本サービス契約の申込者がサービス利用料等の支払を怠り、または怠る虞があると当NPOが判断した場合
  - (3) 過去に不正利用等により本サービス契約（その他当NPOが提供するサービス契約を含みます。）の解除または本サービス（その他当NPOが提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明した場合
  - (4) 過去に本サービス契約、本約款及び本サービスの利用規約に違反したことがあることが判明した者
  - (5) 前各号に定めるほか、本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当NPOの業務の遂行上著しい支障があると当NPOが判断した場合
  - (6) その他当NPOが不相当と判断した場合
7. 当NPOが本条第2項の申込の審査をするために必要な資料の提供を契約者に求めたときは、契約者はこれに応じるものとします。
8. 本約款、サービス仕様書および本サービス利用申込書の内容に齟齬がある場合は、以下の順で優先的効力を有するものとします。
  - ① 本サービス利用申込書
  - ② サービス仕様書
  - ③ 本約款
9. 契約者は、当NPOからの「サービス設定完了通知書」の受領月の末日までに、当該通知書に記載されたURLへアクセスし、契約者のIDとパスワードを使用してログインおよびサービス利用が可能か確認するものとします。ログインができなかった場合、又はサービス利用に際して不具合が生じた場合許可の無い複製・改変・第三者への配布を禁じます

合には、契約者は、受領月の月末までに当NPOに連絡するものとし、連絡がなかったときは当該時点で検収がなされたものとみなし、当該月から本サービスが開始されるものとします。当該月末までに再度不具合が発生した場合、当NPOは速やかに対応するものとし、修正が完了した当月から本サービスが開始されるものとします。

10. 契約者等の端末を通じて本サービスを利用できる地域は、日本国内に限ります。

#### 第7条 (本サービスの提供時間)

契約者が本サービスの提供を受けることができる時間は、サービス仕様書に定めるとおりとします。

#### 第8条 (有効期間、本サービス利用期間・サービス利用料・支払い等)

1. 利用契約の契約期間は、6か月間とし、当NPO又は契約者から1か月前までに通知のない場合、6か月ごとに自動的に更新します。
2. 本サービスの利用期間は、成立した利用契約に係る利用開始日から契約期間満了日とします。
3. 月の途中で本サービスの利用を開始した場合であっても、当該月の本サービス利用料は日割り等による減額はされないものとします。
4. 本サービス利用期間中に第16条(禁止事項)、第17条(サービス提供の停止)および第21条(通信利用の制限)の規定により本サービスを利用できない期間があった場合においても、サービス利用料は返金されないものとします。
5. 経済情勢、公租公課等の変動または本サービス内容の変更により、サービス利用料が不相当となり、これを変更する必要があるときは、当NPOは、サービス利用料を変更することがあります。
6. 契約者は、本サービス利用開始月の翌月末日までにサービス利用料を当NPOに支払うものとします。
7. 契約者は、当NPOが発行する請求書に基づいて、当NPOの指定する銀行口座に振り込む方法によりサービス利用料を支払うものとし、当該支払いに要する銀行手数料等の費用は契約者の負担とします。なお、請求書発行月の翌月末日までに支払いがなされなかったときは、本サービスの提供はなされないものとします。

#### 第9条 (契約の変更)

1. 契約者が本サービス契約の内容について変更の申込を行う場合は、当NPO所定の「サービス利用変更申込書」に必要事項を記入し、変更を希望する月の前月10日までに当NPOに電子メールにて提出するものとします。当NPOは、当該変更申込書受領月の末日までに「サービス設定変更完了通知書」を契約者に電子メールし、当該電子メールの発信時点で変更契約が成立するものとします。
2. 契約者による本サービスの契約を月の途中で変更した場合であっても、当該月の本サービス利用料は日割り等による減額はされないものとします。
3. 契約変更に伴う一連の手続き等については、本条第6条および第8条を準用するものとします。

#### 第10条 (契約者の義務)

1. 契約者は、利用者を除く第三者に対して本サービスを利用させてはなりません。
2. 契約者は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本サービスに関して当NPOから通知を受けた事項を、遅滞なく本サービスの利用者に通知するとともに次の各号に定める義務を負うものとします。

(1) 利用者に本約款に基づく本サービスの利用条件を説明し、本サービスの利用者の遵守義務を遵守許可の無い複製・改変・第三者への配布を禁じます

守させること

- (2) 利用者の本サービスの利用に係る費用その他の債務について責任を負うこと
4. 契約者は、本サービスの利用に関して利用者が遵守義務に違反した場合、速やかに当該違反状態を是正するものとします。利用者が違反した日から10日間経過後も当該違反状態が是正されない場合、当NPOは、第17条（サービス提供の停止）、第18条（利用契約の解除）その他の条項に従った措置を取ることがあります。
  5. 契約者は、利用者のID等の管理および使用について責任を負うものとします。
  6. ID等による本サービスの利用その他の行為は、サービス仕様書に特段の定めがない限り、全て利用者による利用とみなすものとします。契約者は、かかる利用に起因して発生した一切の代金、費用その他の債務を負担し、かつ契約者および第三者が被った損害について当NPOを免責するとともに、当NPOが被った損害を賠償するものとします。
  7. 商号、住所、連絡先、電子メールアドレス等、第6条第2項に規定する申込書に契約者が記載した事項、その他の契約者が当NPOに届け出た事項に変更が生じたときは、契約者は速やかに当NPO所定の方法により変更内容を電子メールにて届け出るものとします。
  8. 契約者が前項の届出を怠ったことにより当社から契約者への連絡、通知等が契約者に到達せず、または遅延したために契約者に損害が生じた場合であっても、当NPOはその責任を負いません。

#### 第11条（契約者端末等）

1. 契約者は、本サービスの利用のために必要となる契約者端末を、自らの費用と責任において準備し、当該契約者端末が正常に稼動するよう維持管理するものとします。
2. 契約者は、契約者端末の利用者を把握、管理するものとし、契約者端末のセキュリティ管理（ウイルス対策）を行うものとします。
3. 当NPOは、本サービスの保守、運用または技術上必要と判断した場合、必要最小限の範囲で契約者が本サービスにおいて利用する情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。ただし、係る規定は当NPOの監視義務および管理責任を規定したものではありません。

#### 第12条（資料の取り扱い）

契約者は、本サービスに関連して当NPOから提供される資料（以下「本資料」といいます。）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い使用するものとします。

- (1) 本サービスの利用の目的以外に使用しないこと
- (2) 複製または改変する場合は、あらかじめ当NPOの書面による承諾を得ること
- (3) 著作権その他の知的財産権が当NPOまたは正当な権利者に帰属することを承諾すること
- (4) 当NPOの承諾無く第三者に開示または提供しないこと
- (5) 本資料に記載されている当NPOまたは第三者の著作権その他の権利表示を削除または変更しないこと
- (6) 当NPOが指定する資料については、当該資料に関する本サービス契約の終了後または当NPOの要求時直ちに当NPOに返却、または破棄すること

#### 第13条（ライセンサーの契約遵守）

当NPOは、本サービスの一部において、当NPOまたは第三者（以下「ライセンサー」と総称します。）製のソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもとで提供します。契約者は、本サービスにより提供される各ライセンサーのソフトウェアを使用するにあたり、次の各号に定めるライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。

- (1) 米国Amazon Web Services, Inc.（以下「AWS社」といいます。）利用条件

契約者は、本サービスの利用にあたり、AWS社が以下のWebサイト上で適宜定める条件、ガイドライン等を遵守しなければなりません。

<https://aws.amazon.com/jp/legal/>

(2)別紙OSS（オープンソースソフトウェア）一覧に示す使用許諾条件

(3) 当NPOソフトウェア利用条件

- ① 契約者は以下のことを許可されない。
  - (1) 「ソフトウェア」を修正、改変、翻訳、処理、編集、その他再加工すること、又は「ソフトウェア」の派生物を作成すること。
  - (2) 上記の行為によって得られた成果物を複製すること。
- ② 契約者は、「ソフトウェア」について、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、又は逆コンパイルを行ってはならず、その他いかなる方法でもオブジェクトコードからソースコードを作成し若しくは作成を試みてはならない。ただし、独自に作成されたコンピュータプログラムと「ソフトウェア」とのインターオペラビリティの実現に必要な情報を得るために、かかる行為が不可欠であって、書面による要請にもかかわらず、かかる情報が合理的な期間内に契約者に提供されなかった場合は、この限りでない。かかる行為により取得された情報は、(i) インターオペラビリティを実現する以外の目的で使用してはならず、(ii) インターオペラビリティの確立に必要な場合を除いて、第三者に提供してはならず、また、(iii) 「ソフトウェア」に類似したプログラムを開発、作成、又は販売するために使用してはならない。
- ③ 契約者は、当NPOの「秘密情報」を、少なくとも「本約款」に定める権利及び制限と同程度に当NPOを保護する方法で扱うものとする。
- ④ 契約者は、当NPOの「ソフトウェア」に関する保証、補償、及び責任の制限と相応の、「ソフトウェア」の保証、補償、及び責任の制限に関する規定に同意する。
- ⑤ 契約者は、契約者の「ソフトウェア」の使用状況に関して監査を行うことを、当NPOに許可することに同意する。当NPOに対する特定の言及は不要とする。
- ⑥ 契約者は、当NPOの書面による事前の許可がない限り、「本製品」の名前、ロゴ、商標を使用しないこと。

#### 第14条（契約終了後の措置）

1. 当NPOは、本サービスの提供期間の終了後直ちに、かかるユーザ情報を削除することができるものとします。
2. 本サービスの終了に際して、契約者が本サービス用設備に保存されているユーザ情報の抽出を希望する場合、当NPOは、別途当NPOが定める条件により有償にてこれを行います。
3. 理由の如何を問わず本サービス契約が終了した場合であっても、第10条（契約者の義務）、第12条（資料の取り扱い）第13条（ライセンサーの契約遵守）、本条（契約終了後の措置）、第15条（権利および義務の譲渡）、第19条（利用契約の解除）第3項、第20（消費税等および遅延利息）、第23条（責任）、第24条（保証の排除）、第25条（免責事項）、第26条（紛争に関する免責）、第28条（知的財産権）、第29条（秘密保持）、第30条（個人情報）、第32条（準拠法）および第33条（合意管轄）の各規定は引き続き効力を有するものとします。

#### 第15条（権利および義務の継承、譲渡）

契約者は、事前に当NPOの書面による承諾を得ることなく、本サービス契約により生じる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に承継、譲渡しまたは引き受けさせ、あるいは担保権の設定その他の方法により処分することはできません。

#### 第16条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に規定する事項を行ってはなりません。
  - (1) 本約款に違反する行為

許可の無い複製・改変・第三者への配布を禁じます

- (2) 当NPOに対して虚偽の届出をする行為
  - (3) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信または第三者が受信可能な状態におく行為
  - (4) 当NPOまたは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為（本サービス用設備を構成するソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為を含みます。）
  - (5) 当NPOまたは他の契約者の権利または利益を侵害する行為
  - (6) ID等を不正に取得もしくは使用し、または第三者もしくは自己のID等を不正にその他の第三者に開示または使用させる行為
  - (7) IDまたはパスワードの第三者への譲渡または貸与
  - (8) 非居住者に対する輸出の手段として本サービスを利用する行為
  - (9) 本サービスによりアクセス可能な情報を権限無く改ざんまたは消去する行為
  - (10) 不正アクセスまたは不正アクセスに結びつく行為
  - (11) 他の契約者のID及びパスワードを使用して本サービスにかかるWebサイトやシステムにアクセスする行為、その他第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (12) 当NPOまたは第三者の通信、電気通信設備の作動を妨害し、過大な負荷を生じさせまたは利用もしくは運営に重大な支障を与える行為（事前に当NPOの書面による承諾を得ない、本サービスに関するセキュリティ診断または負荷試験を含みます。）
  - (13) 前各号のいずれかに該当する行為を助長またはほう助し、または該当するおそれがあると当NPOが判断する行為もしくはこれに類する行為
  - (14) その他本サービスの運営を妨げると当NPOが判断する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為が、利用者によってなされたことを知った場合、直ちに当NPOに通知するものとします。
  3. 当NPOは、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがあると判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、かかる定めは当NPOによる情報の管理、監視または削除等の義務を規定したものではありません。
  4. 当NPOは、前項の処置を取ることが技術的に不可能な場合、契約者に対して第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除するよう要請することができ、契約者はかかる要請に遅滞なく応じるものとします。
  5. 当NPOは、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、契約者に対して事実確認、説明依頼、再発防止および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとします。
  6. 本条に基づく本サービスの提供停止、情報削除、その他当NPOの対応により契約者に生じた損害については、当NPOはその責任を負いません。

#### 第17条（サービス提供の停止）

1. 当NPOは、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
  - (1) 本約款の条項の一に違反した場合
  - (2) 第16条(禁止事項)第3項の規定により、本サービスを停止するとき。
  - (3) 第18条（利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合
  - (4) 契約者または第三者の行為により本サービス用設備に関する当NPOの業務に著しい支障を来したとき、またはそのおそれのあるとき。
2. 当NPOは、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当NPOが判断するときは、この限りではありません。
3. 当NPOは、次の場合には、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第21条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を制限するとき。

- (3) 本サービス用通信回線を提供する電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
4. 当NPOは、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当NPOが判断するときは、この限りではありません。
  5. 本条に基づく本サービスの一時停止により契約者に生じた損害については、当NPOはその責任を負いません。

#### 第18条 (利用契約の解約)

1. 契約者は、利用契約の全部又は一部を解約しようとする場合、解約希望日の30日前までに、当NPO所定の方法により当NPOに通知するものとします。
2. 契約者は、本条1項に定める通知が当NPOに到達した時点において未払いのサービス利用料及び支払遅延損害金がある場合には、解約希望日までこれを支払うものとします。
3. 本条1項にかかわらず、契約者は、契約日以降、初期設定作業期間中に利用契約を解約することはできないものとします。
4. 契約者による本サービスの利用が月の途中で解約した場合であっても、当該月のサービス利用料は日割り等による減額はされないものとします。

#### 第19条 (利用契約の解除)

1. 当NPOは、契約者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要せず本サービス契約の全部または一部を解除することができます。
  - (1) 本約款の条項の一に違反する場合または違反するおそれがある場合、当該違反に関する書面による催告後30日以内にその是正が十分になされないと当NPOが判断したとき
  - (2) サービス料金その他金銭債務の支払を遅滞したとき
  - (3) 当NPOに対する背信行為があったとき
  - (4) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
  - (5) 当NPOが契約者に対する債権保全上必要と認めた場合
  - (6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停の申立を受け、または自ら申立を行ったとき
  - (8) 自ら振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき
  - (9) 解散、営業の廃止、または清算の決議をし、または手続きに入った場合
  - (10) 前四号のほかその財産状態が悪化し、またはその虞があると認められる相当の理由があるとき
  - (11) その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 契約者が第16条(禁止事項)第1項各号の定め違反し、当NPOによるユーザ情報の削除または本サービス提供の停止を受けたにもかかわらず、同様の違反行為が繰り返し行われた場合、または本サービス利用申込書その他当NPOに対して通知した内容に虚偽の記載があった場合、当NPOは当NPO所定の方法により契約者に通知することにより、本サービス契約の全部または一部を直ちに解除することができるものとします。
3. 契約者において第1項各号の一または前項に該当する事由が生じた場合、契約者は、当NPOに対する一切の支払債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに現金で当NPOに支払うものとします。
4. 本サービスに必要な製品、部品、サービス等を提供する第三者がそのサービス提供を廃止しまたは提供不能に陥るなどの理由により本サービス提供が著しく困難な事態に陥った場合、当NPOは速やかに契約者に通知して本サービス契約を解除することがあります。
5. 当NPOは、当NPOの判断により本サービスを廃止することがあります。その場合、当NPOは、契約者に対し、廃止する日の6ヶ月前までに、その旨を通知するものとし、当該本サービスに関する本サービス契約は、当該サービス廃止日をもって終了するものとします。

## 第20条 (消費税等および遅延利息)

1. 契約者は、料金等に係る消費税等相当額 (消費税法および地方税法の規定に基づき課税される消費税および地方消費税の合計税額をいい、以下同じ。) を負担するものとします。なお、将来において消費税等相当額の税率が変更された場合、料金に係る消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき増額または減額されます。
2. 契約者は、本サービスの料金その他金銭債務 (遅延利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について、年14.6%の割合で算出した額を、延滞利息として当NPOに対し支払うものとします。

## 第21条 (通信利用の制限)

- 1 当NPOは、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を中止する措置をとることができるものとします。
- 2 本条に基づく本サービスの提供中止により契約者に生じた損害については、当NPOはその責任を負いません。

## 第22条 (事故対応)

1. 契約者は、本サービスの提供を受けることができなくなった場合、契約者端末に搭載もしくは接続された、当NPO以外の第三者製ソフトウェアおよびハードウェア、または契約者の契約者端末の利用環境に故障もしくは不具合のないことを確認の上、その旨を契約者のうち、あらかじめ定める者から当NPOに通知するものとします。
2. 当NPOは、本サービス用設備に障害または損傷が生じ、本サービスの提供ができなくなったことを知った場合、その旨を契約者に通知し、速やかに本サービス用設備を修理または復旧するものとします。
3. 前2項のほか、契約者は、本サービスの不具合、障害発生の実事または本サービスの提供に支障を来しまたはそのおそれがある事実を知った場合、遅滞なく当NPOに通知するものとします。

## 第23条 (責任)

1. 当NPOは、本約款の定めに従い善良なる管理者の注意をもって誠実に本サービスを提供します。
2. 当NPOは、故意又は過失がある場合を除き、本サービスの利用に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する責任を負いません。
3. 当NPOが設定登録に起因しまたは関連して契約者に対して負担する損害賠償責任の範囲は、請求原因の如何にかかわらず、契約者が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとし、かつ、当該損害発生の原因となった設定登録に係る本サービス契約に定める料金の金額を上限とします。なお、逸失利益および第三者の請求に基づく損害は賠償の範囲に含まれません。
4. 当NPOが本サービスに起因しまたは関連して契約者に対して負担する損害賠償責任の範囲は、請求原因の如何にかかわらず、サービス提供時間が24時間以上停止し契約者が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとし、かつ、当該損害発生の原因となった本サービスに対し、契約者が実際に支払った直近の1ヶ月分の月額料金の金額を上限とします。なお、逸失利益および第三者の請求に基づく損害は賠償の範囲に含まれません。
5. 契約者の損害賠償請求権は、損害発生の日から3ヶ月以内に行使しなければ消滅するものとします。

## 第24条 (保証の排除)

当NPOは、サービス仕様書に別段の定めがある場合を除き、次の各号を保証しません。

- (1) 本サービスが中断することなく提供されること
- (2) 本サービスを利用して契約者が提供または送信する情報の内容等
- (3) 本サービスが契約者の業務または事業活動において一定の目的を達成すること
- (4) セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されること、不正アクセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されること、本サービスで使用するデータが常に正確であること、本サービスに瑕疵が全く存在しないこと
- (5) 本サービスを構成するソフトウェアプログラムに誤り、欠陥等がないこと

## 第25条 (免責事項)

第23条の定めに関わらず、当NPOは、サービス仕様書において特に定める場合を除き、次の各号に定める事由により契約者または第三者に発生した損害について何らの責任を負わないものとします。

- (1) 地震、台風、洪水、異常気象などの天災地変および火災、停電、戦争、暴動、テロ、集団的疫病、政府の規制、法令改正その他の不可抗力ならびに合理的に当NPOの管理不能な事由により発生した損害
- (2) 本サービスを利用するための契約者の環境における不具合、不備または障害等に起因する損害
- (3) 契約者の情報の送信遅延、誤送、消失、毀損、改竄、漏洩または利用不能により発生した損害
- (4) サービス仕様書に定める範囲外の未知のウイルスまたは未知の手法による不正アクセスまたは情報漏洩、通信経路上での傍受その他類似行為に起因する損害
- (5) 本約款において当NPOが定める遵守事項に違反し、またはサービス仕様書その他の操作手順を遵守しないことに起因して発生した損害
- (6) 本サービス用設備のうち、第三者が提供するハードウェア、ソフトウェアおよびデータベースに起因して発生した損害
- (7) 本サービスにより蓄積された契約者の情報の保管、保存またはユーザ情報のバックアップ等に関する損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信回線または電気通信サービスに起因して発生した損害
- (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令または官公署の権限に基づく強制的な処分
- (10) その他当NPOの責に帰すべからざる事由

## 第26条 (紛争に関する免責)

契約者は、本サービス利用に関連する契約者の行為を原因として第三者に対して損害を与え、または第三者から当NPOに対し何らかのクレーム、要求、訴訟その他の方法による請求（以下「紛争等」といいます。）が提起された場合、自らの費用と責任において当該紛争等の解決に当たるものとし、当NPOを一切免責するものとします。なお紛争等に関連して当NPOに損害が発生した場合、契約者はこれを賠償する責任を負うものとします。

## 第27条 (再委託)

当NPOは、本サービスの提供および設定登録の実施のために合理的に必要な範囲内で、必要となる業務の全部または一部を再委託（再々委託等を含む。）することができるものとします。この場合、当NPOは、当該再委託先に本約款に基づく当NPOの義務を遵守させると共に、当該再委託先の行為につき契約者に対して責任を負うものとします。

## 第28条 (知的財産権)

許可の無い複製・改変・第三者への配布を禁じます

本約款に特に定める場合を除き、当NPOまたは第三者が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関し、契約者に何らの権利も譲渡または許諾するものではありません。

## 第29条 (秘密保持)

1. 契約者および当NPOは、本サービス契約の履行に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の情報であって開示の際に相手方より書面で秘密であると明確に指定された情報および関連資料（以下「秘密情報」といいます。）について、本サービス契約の有効期間中のみならず本サービス契約終了後も3年間は第三者に開示してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示を受けた際、秘密保持義務を負うことなく既に自己が保有している情報
  - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (3) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
  - (4) 本サービス契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
3. 契約者および当NPOは、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみを開示するものとし、当該役員および従業員に対して本サービス契約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとします。
4. 第1項の規定にかかわらず、当NPOは、第27条（再委託）に基づく再委託先に対し本サービスの提供を目的とする範囲で、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。
5. 契約者および当NPOは、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。
6. 契約者および当NPOは、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本サービス契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。
7. 当NPOは、サービス仕様書に記載する本サービスを構成するソフトウェアプログラムの使用許諾元から要請があった場合、契約者の情報（名称、所在地等）を、当該使用許諾元に開示することができるものとします。
8. 契約者および当NPOは、本サービス契約が終了した場合または相手方から要求があった場合には、秘密情報およびその複製物を直ちに返還または廃棄するものとします。

## 第30条 (個人情報)

当NPOは、本サービス契約に関連して知り得た契約者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定義される情報のうち、本サービス契約の履行に関連して知り得た、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であることを問わない。）以下「対象個人情報」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または提供しないものとし、かつ、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた再委託先に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で対象個人情報を提供する場合
- (2) 個人を識別または特定できない態様で本サービスの開発、評価、分析に使用する場合
- (3) 個人情報の取得等に関する同意を求める目的で利用者本人に電子メール等を送付する場合
- (4) その他任意に利用者本人の同意を得た上で個人情報を利用する場合
- (5) 裁判所の発行する令状に基づき開示する場合
- (6) その他、個人情報の保護に関する法律その他法令等により開示または提供が認められる場合

## 第31条 (反社会的勢力との関係排除)

1. 契約者および当NPOは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

許可の無い複製・改変・第三者への配布を禁じます

- (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）であること
  - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること
  - (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること
  - (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
  - (7) 自らまたは第三者を利用して風説を流布し、偽計または威力を用いて当NPOの業務を妨害し、または信用を毀損すること
  - (8) その他前各号に準ずる行為
2. 契約者および当NPOは、相手方が前項の確約に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  3. 前項に基づく解除により契約者に生じた損害については、当NPOはその責任を負いません。
  4. 契約者および当NPOは、相手方が第1項各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、相手方は、当該調査に協力するものとします。

### 第32条（準拠法）

本約款は、すべて日本国の法令が適用され、日本法に基づき解釈されるものとします。

### 第33条（合意管轄）

本約款に関連して生じた契約者と当NPO間の紛争については、鹿児島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第34条（本サービスの提供区域）

1. サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとし、契約者、利用者及び患者等は、日本国外において本サービスを利用（日本国外から電気通信サービス等を介して本サービスに接続する方法を含む。）することはできないものとします。当NPOは、契約者、利用者及び患者等による日本国外における本サービスの利用に関し、何ら責任も負わないものとします。
2. 本約款及び利用契約に関する準拠法は、日本国の法令が適用されるものとします。

### 第35条（通知）

当社から契約者への通知は、契約者が本サービスの利用契約の申込時に当NPOに届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

以上

## 約款改訂履歴

変更日付：2025年2月10日

区分：新規作成

### ■約款新旧対照表（変更箇所及び変更内容）

変更後	変更前
初版作成	—